

〔研究報告〕

民事信託における委託者兼受益者死亡後の 受託者に対する責任追及

千吉良健一
馬場敦子

目次

- 第1 民事信託の実務上の課題
- 第2 委託者兼受益者死亡により信託が終了する場合
 - 1. 本件信託1の事案概要
 - 2. 受益者の相続人による受益債権に基づく履行請求が可能であること
 - 3. 受益者への給付について受託者が裁量権を有する信託において受益債権の履行請求が認められた事例（さいたま地裁越谷支部令和4年3月23日判決）
 - (1) 事案の概要
 - (2) 令和4年3月23日判決の争点
 - (3) 裁判所の判断
 - 4. 受益者の相続人による帳簿等閲覧謄写請求等が可能であること
 - (1) 長女Cによる帳簿等閲覧謄写請求等の必要性
 - (2) 本件信託1の終了後に受益権が存続すること
 - (3) 受益者の相続人は帳簿等閲覧謄写請求権等が含まれた受益権を相続すること
 - (4) 受益者の相続人は本件信託1の終了後に帳簿等閲覧謄写請求等を行うことができること
 - (5) 小括
 - 5. 共同相続人の一人による帳簿等閲覧謄写請求等も可能であること（共同相続人がいる場合）
 - 6. 受益債権に基づく監督権能の行使の可能性
- 第3 受益者連続型信託の場合

1. 本件信託 2 の事案概要
2. 当初受益者の相続人は受託者に対し責任追及を行うことができること
 - (1) 受益者が死亡しても監督権能は残るとの考え方
 - (2) 受益者が死亡すれば監督権能も消滅するとの考え方
- 第 4 訴訟提起時の請求原因
- 第 5 信託法以外の法律に基づく請求
 - (1) 長女 C の長男 B に対する不当利得返還請求権又は不法行為に基づく損害賠償請求権が成立すること
 - (2) その他の請求
- 第 6 実務において発生した事案の紹介
- 第 7 信託設定時における工夫
- 第 8 任意後見又は法定後見と民事信託との併用
- 第 9 おわりに

第 1 民事信託の実務上の課題

委託者の家族や親族を受託者とする民事信託は、2017年頃から利用が増加しており、高齢者が将来判断能力を喪失した場合に備えて信託を利用する自益型の福祉型信託が多い。実務上、委託者兼受益者である高齢者の子どもが受託者となり、信託の組成を主導的に進め、信託終了時の残余財産の帰属者も受託者になっていることが多い。

民事信託の受託者は、信託の引受けを業としない一般の者であるから、信託銀行等とは異なり、兼営法や信託業法等の業規制の適用がない。また、信託法上は、受益者や委託者が受託者を監督することが予定されているが、民事信託では受益者及び委託者は通常高齢のため、受託者に対する適切な監督は必ずしも期待できない。このため、受託者に対する監督の強化が課題となっており、従前よりこの課題の解決に向けた議論がなされている。

加えて、民事信託では委託者兼当初受益者の死亡を信託終了事由又は当初受益権の消滅事由と定めているものが多いという特徴がある。民事信託が普及し始めて一定期間経過した現在、委託者兼受益者の死亡によ

って、信託終了となった又は受益者が変更となった民事信託が増加している。委託者兼受益者の生存中における受託者に対する監督が十分でなかったことにより、委託者兼受益者の死後になって受託者の任務懈怠等が発覚する事例が生じるおそれがある。しかしながら、このような場合において受託者に対しどのような責任追及が可能であるかが明らかでなく、この点も民事信託がさらに普及していく上での課題となっている。また、受託者に対する監督については、信託法上、信託監督人や受益者代理人が行うことも予定されている。もっとも、これらに就任すべき適切な委託者の親族がいないことや、委託者の親族でない士業等が就任する場合には通常一定の報酬が発生すること等の事情から、実務上は、信託監督人や受益者代理人が就任している信託は少ないのが現状である。

また、民事信託では、受託者の利益のために信託が利用され、委託者兼受益者の意思が適切に反映されているか疑わしいケースも少なくない。実務上典型的なケースは、委託者兼受益者の子どもといった法定相続人が受託者となっており、かつ、受託者の権限が強い信託契約となっている場合、すなわち、受託者にとって信託契約が都合の良い内容になっているような場合である。例えば、受託者が帰属権利者になっているのみならず、受託者が受益者を指定・変更できる権利を持っていたり、受託者の単独の判断で無条件に信託を変更・終了させることができる権利を持っている場合である。また、委託者の子どもの間で両親の財産承継について争いが生じており、自分が受託者になれば好きに財産を処分できると考え、委託者兼受益者のためではなく受託者の財産処分権を得る目的で、受託者主導で信託を設定しようとするケースも見受けられる。さらに、信託監督人や受益者代理人について、受託者が必要と判断した時に受託者が任意に選んだ者を就任させることができるとの信託契約の定めがあるケースも多い。このようなケースでは、信託において監督機関が設定されるといっても、結局は受託者の都合の良い者が選任される可能性があり、受託者に対する監督が形骸化するおそれがある。

本報告では、委託者兼受益者が死亡した後、信託期間中に受託者が任務懈怠を行っていたことが発覚した場合、受託者以外の委託者兼受益者

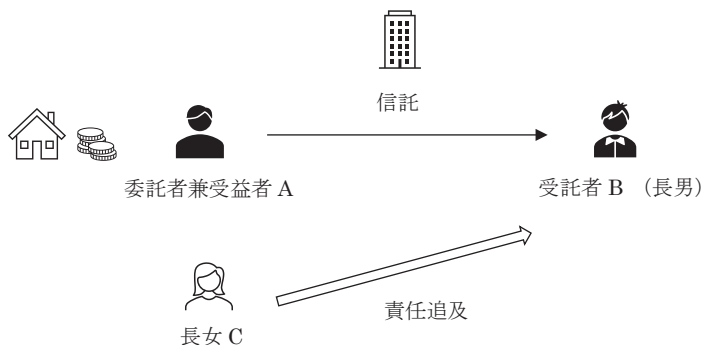
の法定相続人は、受託者に対して責任追及を行うことができるかについて検討する。以下のとおり、具体的事案の下で、当該法定相続人は、相続により取得した受益権に基づき、受託者に対し一定の請求を行うことができる考える。

なお、本報告では、信託法に基づく責任追及の可否について中心に論じるが、併せて、信託法以外の法律に基づく請求追及の可否についても検討する。

第2 委託者兼受益者死亡により信託が終了する場合

1. 本件信託1の事案概要

高齢の委託者Aは、将来判断能力を喪失した場合に備えて、別居しているが財産管理の得意な長男Bに財産管理を任せるため、自分が所有する不動産（自宅と収益不動産）及び500万円の金銭のうち、収益不動産を長男Bに信託する信託契約を締結した（以下、この信託契約に基づく信託を「本件信託1」という）。受益者はA自身である。信託目的は、Aの財産管理の負担を軽減し、安全かつ安定した生活を送れるようにすることであり、受益権の内容として、受益者は、信託財産である収益不動産の賃料収入から公租公課、保険料、修繕費その他の必要経費を受託者が支払い又は控除した後の金銭から、生活費、治療費、介護費等必要な金銭の給付を受けることができる旨が定められている。Aが死亡すると本件信託は終了し、残余財産の帰属権利者は長男Bである。



【本件信託 1 の内容】

委託者	A
受託者	B（Aの長男）
受益者	A
信託の目的	Aの財産管理の負担を軽減し、安全かつ安定した生活を送れるようにすること
受益権の内容	受益者は、信託財産である収益不動産の賃料収入から公租公課、保険料、修繕費その他の必要経費を受託者が支払い又は控除した後の金銭から、生活費、治療費、介護費等必要な金銭の給付を受けることができる
信託終了事由	Aの死亡
残余財産の帰属権利者	B

なお、Aの妻は既に死亡し、Aの法定相続人は長男Bと長女Cのみである。Aは長女Cと同居しており、Aの身のまわりの世話は長女Cが行っている。Aは、全財産を長女Cに相続させるとの遺言を作成した（長女Cによる単独相続⁽¹⁾）。委託者Aとしては、この遺言によって同居している長女Cには自分の死後も引き続き自宅に住んでもらい、一方で、本件信託1の帰属権利者を長男Bとすることで、信託財産となった収益不動産は長男に引き継がせることにしたいとの意思を持っている。

信託期間中、Aの体調が悪化し、治療費や介護費等が必要になったものの、受託者Bは、自分が帰属権利者であることから少しでも残余財産を多く残すことを企図し、受益者Aに必要な金銭の給付を行わなかった。そこで、治療費等は、信託財産以外のAの財産から支払われた。その後、Aが死亡し、本件信託1が終了した。本件信託1設定時にあった、信託財産以外の金銭500万円は、信託終了時点において、100万円しか残っていなかった。

長女Cは、受託者Bが受益者Aに対して給付すべきであった金銭について、Aの未払の受益債権（以下、「本件未払受益債権」という。）を相続したことを理由に、清算受託者Bに対して受益債権に基づく履行請求を行い、また、その前提として、本件未払受益債権の金額を確定するた

めに帳簿の閲覧謄写請求（信託法38条1項）及び信託事務処理状況の報告請求（同法36条）を行いたいと考えているが、当該請求は可能かを以下、検討する。

2. 受益者の相続人による受益債権に基づく履行請求が可能であること

信託期間中、受託者Bが受益者Aに対して必要な金銭の給付を行わなかったことにより、受益者Aには本件未払受益債権が発生している。受益者Aが死亡し信託が終了した後、Aの遺言により、受益者Aの相続人である長女Cが受益者Aの既発生の本件未払受益債権（具体的な金額は不明の金銭債権）を相続する。よって、長女Cが受益債権に基づく履行請求を行うことは可能である。

しかし、本件信託1には受益債権について具体的な給付時期・金額が定められていないが、それでも履行請求できるか。

3. 受益者への給付について受託者が裁量権を有する信託において受益債権の履行請求が認められた事例（さいたま地裁越谷支部令和4年3月23日判決）

さいたま地裁越谷支部令和4年3月23日判決2022WLJPCA03236011（以下、「令和4年3月23日判決」という。）では、信託期間中の事案だが、受益者の受託者に対する金額不確定の受益債権について履行請求及び帳簿謄写請求がなされ、信託目的や信託事務の内容、信託不動産の賃料の収支等を考慮し、一定金額の履行請求と共に、帳簿謄写請求が認められた。令和4年3月23日判決は、信託契約に受益債権について具体的な給付時期・金額が定められていなくても一定金額の履行請求及び帳簿謄写請求が認められたという点において、本件信託1における長女Cの請求の可否を検討する上で参考になり得る。そのため、令和4年3月23日判決の概要を俯瞰する。

(1) 事案の概要

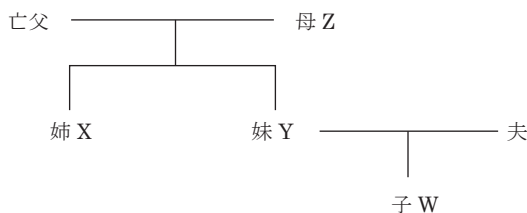
事案の概要は、次のとおりである（なお、実際には複数の請求がなされているが、ここでは本件に関係する請求に限定して記載する）。

X及びYの母であるZは、Zが所有する賃貸不動産及び金融資産250万円を信託財産とし、Zを委託者、Yを受託者、Z及びXを共同受益者（第一次受益者）とする信託契約を締結した。その約4か月後にZが死亡してZの委託者及び共同受益者の地位がYの子であるWに変更された。

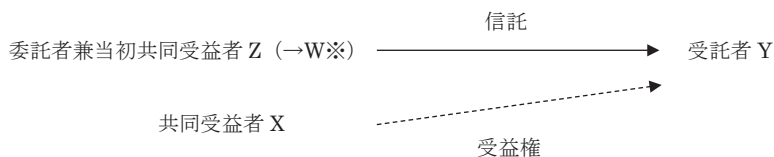
Xは、信託契約における受益権の内容は、信託不動産の賃料収入の支払いを受けることであるが、Yが賃料を収受しながらXに渡さない旨を主張して、Yに対し、賃料の2分の1相当額の支払いを求め、また、信託不動産について作成された財産目録、貸借対照表、損益計算書、預金通帳等の謄写請求を行った。

なお、信託契約においては、受益者（Z及びX）に対し財産の給付を行い、受益者の幸福な生活と福祉を確保すること及び委託者（Z）及び委託者の祖先の祭祀を信託目的とする旨、受託者は賃料収入（を含む信託金融資産）から公租公課、保険料、修繕費その他の必要経費を支払い又は控除した上、受託者が相当と認める額の生活費等を受益者に交付し、受益者の施設利用費、病気療養費等を銀行振り込み等の方法で支払う旨、並びにXに対する扶養の範囲で受益権を与える旨の規定がある。

【家族関係図】



【信託契約】



※Z の死亡により Z の地位が W に変更

(2) 令和 4 年 3 月 23 日判決の争点

本件では、X は Y に対し、信託不動産の賃料収入から経費を除いた利益の 2 分の 1 相当額の支払請求権を有するか否かという点が主に争われた。

まず、X は、受益者である Z 及び X の幸福な生活と福祉を確保すると信託目的並びに障害者であり、要扶養者である X の将来の生活を案じる Z の心情に鑑みても、受託者が X に対してすべき給付は、X の生活と療養を支えるに足るべきものであり、その給付額は、信託不動産の賃料収入の 2 分の 1 を下回るような裁量権を Y に与えたものではない、信託契約の X に対する扶養の範囲で受益権を与えるとの文言は、信託公正証書を作成した公証人が、信託契約によって X に贈与税が課されることのないよう配慮して X の利益のために加えられたものであり、X に対する給付額を減少させることが企図されたものではない、と主張した。

それに対し、Y は、受益者への給付の内容は受託者の広範な裁量に委ねられている、X が居所、生活状態等を明らかにせず X の生活費を算出することができないから、Y が X に生活費を交付しないことには合理的な理由がある、信託契約上 Z の X に対する扶養の範囲で X は受益権を与えられているが、Z の地位を承継した W は X に対して扶養義務を負わないから、Y は X に対して受益債権に係る債務を負わない、と主張した。

(3) 裁判所の判断

X の受益債権の内容について、裁判所は、信託契約の信託目的や受益

者への給付の規定を踏まえると、Xに対する給付は、受託者に裁量が認められることを前提としつつも、Xの日々の生活を支えるに足りるものでなければならないことから、定期的に行うことが想定されているとした。そして、給付時期については、裁判所は、賃料は月極めで支払われるが、空室等や将来に備えて資金を蓄えておく必要もあることに鑑みると、毎月のように給付を行うことは困難である一方、一年分の確定申告が終了した後は申告に係る年の収支が明らかになり給付可能な金額が明らかになるとともに翌年の収支見込みもある程度立てることが可能になると推認されるから、確定申告後しばらくの期間が経過した後は、YはXに対して賃料収入のうちから所定の額を給付すべき義務を負う、とした。

そして、給付の内容は、賃料収入から経費及び受託者の報酬を控除し、また、受益者のために支払われた医療費等も経費に準じて控除した上で、その残額が共同受益者の支払請求権の額（XとWで各2分の1）になるとした。医療費等を経費に準じて優先して支払うべきとする理由は、医療費等は受益者の生命・身体及び健康を確保するためのものであって優先して支払われるべきものと解されるから、としている。

「扶養の範囲で」Xに受益権を与えるとの信託契約の定めは、Xに対する給付について贈与税が課されることのないよう配慮して加えられた蓋然性があること、Zは、信託契約締結当時84歳であってXより先に死期を迎えることはほぼ明らかであったものであり、そうでありながら、精神疾患を抱え、生活力も十分でないと認められるXの受益権がZの死亡によって消滅することとする趣旨で文言を挿入したとは認められないこと、信託契約は、委託者であるZが死亡したのみでは終了せず、受益者であるZ及びX両名が死亡したときに終了するとされていることも併せ考慮すれば、信託契約は、Xの日常生活及び療養生活が成り立つようにするため、Xに対し、ZがXに対して負う生活保持義務の履行というに足りる給付等をすべきこと、すなわち、Xに対する給付等の水準を定めたものと解するのが相当である、とした。

Zの地位を引き継いだWはXに対して扶養義務を負わないからYは受

益債権に係る債務を履行する責任を負わない旨のYの主張については、Yは、信託契約に基づいてXに対する給付義務を負うのであって親族間の扶養義務は問題とならない、とした。

なお、XのYに対する信託帳簿等の謄写請求も認められた。

以上のとおり、令和4年3月23日判決では、受益債権の給付について受託者に裁量が認められ、信託契約に具体的な金額が定められていない場合であっても当該債権の履行請求が認められている。

本件信託1でも、受益者が安全かつ安定した生活を送れるようにするという信託目的や、生活費、治療費等必要な金銭の給付を受けることができるという受益権の内容を踏まえると、受託者Bは受益者Aの日常生活及び療養生活が成り立つだけの給付はすべきであったのであり、令和4年3月23日判決と同様、信託契約に受益債権について具体的な給付時期・金額が定められていなくても長女Cによる一定金額の履行請求は可能と料する。

4. 受益者の相続人による帳簿等閲覧謄写請求等が可能であること

(1) 長女Cによる帳簿等閲覧謄写請求等の必要性

長女Cが受託者Bに実際に受益債権の履行を請求する場合、受益者Aの受益債権の給付は、信託財産である収益不動産の賃料収入から必要経費を除いた金額から行われるため、当時の賃料収入や必要経費の金額を知る必要がある。賃料収入や必要経費の具体的な金額を確認するためには、長女Cの帳簿の閲覧謄写や清算受託者Bによる信託事務処理状況の報告が必要である。

(2) 本件信託1の終了後に受益権が存続すること

長女Cが帳簿を閲覧する手段としては、信託法38条1項（帳簿閲覧請求権）又は同法184条1項（清算受託者による最終計算の承認の求め）が考えられる。また、長女Cは、受託者Bに対して、同法36条により、信託事務処理や信託財産の状況について報告を求めることも考えられる。受益債権を相続した長女Cは、信託法38条1項若しくは同法184条

1 項、又は同法36条の「受益者」に該当するのか。

受益権は、受益債権及びこれを確保するために受託者等に対し一定の行為を求めることができる権利（以下、「監督権能」という。）によって構成される（信託法2条7項）が、帳簿等閲覧謄写請求権や信託事務処理状況の報告請求権、最終計算の承認のための報告を求める権利（以下、「帳簿等閲覧謄写請求権等」という。）は、受益者が有する受益債権を確保するための監督権能の一つである。

ここで、受益者Aの受益権は信託終了事由の一つである受益者Aの死亡時（本件信託1の終了時）に消滅するのか否かが信託法上直ちに明らかでない。本件信託1の終了によって受益権は消滅したとすると、長女Cは信託期間中に既に発生している金銭債権としての本件未払受益債権は相続することができるが、監督権能を含む受益権自体を相続することはできない。そして、監督権能は前述のとおり受益権を構成する権利であり、当該監督権能の一つである帳簿等閲覧謄写請求権等は受益者が行使できる権利であることを踏まえると、受益権を相続していない長女Cの帳簿等閲覧謄写請求権等は認められないことになりそうである。この場合、長女Cは、帳簿の閲覧などができないため、本件未払受益債権の具体的金額を確定することができず、受益債権の履行の確保に支障を来すおそれがある。このような事態は、信託終了後に発覚した信託期間中の受託者Bの不正行為を結果的に許容することにも繋がりがねず、受益者Aの受益権は本件信託1の終了時に消滅するという見解は妥当ではない。

信託法上、信託が終了しても、清算が終了するまではなお信託は存続するものとみなされるが（信託法176条）、これは、信託の終了事由が生じたときでも、委託者、受託者及び受益者の権利義務等に関する信託行為の定めは、当該信託の終了事由が生じる前と基本的に同様の効果を有することとするのが適当であると考えられ、終了事由の発生前と同一の信託が延長して存続することになると位置付けることとしたものとされている。また、信託法184条1項では、清算受託者が職務を終了したときは、遅滞なく信託事務に関する最終計算を行い、信託が終了した時に

における受益者や帰属権利者に承認を求めなければならない旨規定している。この趣旨は、清算受託者の清算事務処理について検証を行う機会を確保し、その事務処理の適正な遂行を確保するものであり、⁽³⁾「信託が終了した時における受益者」には、清算において弁済を受け受益債権が消滅している受益者も含まれるとされている。当該規定は、信託終了後に⁽⁴⁾受益者が受託者に対して一定の監督権能を行使することができることを示すものであり、信託終了後も清算が終了するまでは受益権が存続することが前提となっているように考えられる。また、信託法には、信託が終了することによって受益権が消滅するとの規定は見当たらない。したがって、受益債権及びそれを確保するために必要な監督権能から構成される受益権は本件信託1の終了後も存続すると考えられる。

(3) 受益者の相続人は帳簿等閲覧謄写請求権等が含まれた受益権を相続すること

受益権も財産権であるから、受益者が死亡した場合には、相続が生じるのが原則である。⁽⁵⁾ただし、それが一身専属的なものであるときは相続されない(民法896条ただし書き)。帳簿等閲覧謄写請求権等を含む監督権能は、受益債権という金銭債権の履行確保に必要なものであり、信託行為の趣旨などから特定の受益者にのみ権利行使させることを意図したと認められる例外的な場合を除いて、受益者Aに一身専属的な権利とはいえず、相続が認められる。

未払の受益債権を確保するために行使する帳簿等閲覧謄写請求権等は、本件信託1において受益者Aにのみ権利行使させることを意図したと認められる事情は見当たらず、その他の一身専属的ではない監督権能と共に、帳簿等閲覧謄写請求権等は、相続の対象となる。つまり、長女Cは、本件未払受益債権及び帳簿等閲覧謄写請求権等を含む当該受益債権を確保するために必要な監督権能から構成される受益権を相続する。

もっとも、ここでの「受益権」は、信託終了前の受益権と全く同じ内容の権利ではなく、例えば、受益者が医療費や生活費等として使用するために金銭の給付を受ける請求権を新たに発生させる基本権としての受

受益債権は含まれないと考えられる。長女Cが相続する「受益権」というのは、受益者Aが給付を受けるべきであった既発生の支分権としての受益債権と、それを確保するために必要な限度での監督権能を指すのであり、いわば長女Cは内容が減縮した受益権を相続すると考えられる。

(4) 受益者の相続人は本件信託1の終了後に帳簿等閲覧謄写請求等を行うことができること

長女Cが受益権を相続するとしても、そもそも、帳簿等閲覧謄写請求権及び信託事務処理状況報告請求権の行使は本件信託1の終了後も認められるか。

受託者は、原則として作成時から10年間の帳簿保存義務があり（信託法37条4項本文）、信託終了後でも帳簿等閲覧謄写請求権が行使されることが信託法上も予定されているといえ、受益債権の承継者から閲覧請求を認めても受託者にとって酷ではない。また、帳簿等閲覧謄写請求権は受益者が有する受託者に対する監督権能を実効的なものとするために必要とされる不可欠の権利であるが、受託者に対する監督は信託の終了のみをもって不要となるわけではない。前述のとおり、信託法184条1項では、清算受託者が信託事務に関する最終計算について、信託が終了した時における受益者に承認を求める義務が規定されているが、受益者は、最終計算の承認を求められた結果、受託者に不正の行為がないかを調査し、不正行為があればそれを是正できるのでなければ監督権能として不十分であるから、帳簿等閲覧謄写請求権は、信託が終了したからといって直ちに消滅する⁽⁶⁾と考えるべきではない。

また、信託事務処理状況報告請求権は委任の事務処理状況報告請求権の規定（民法645条）に準じて定められたものであるところ、民法の当該報告請求権に係る義務は委任終了時に消滅しないことを踏まえると、受託者の信託事務処理状況について報告する義務も信託が終了したからといって直ちに消滅する⁽⁷⁾と考えるべきではない。

よって、長女Cは、信託終了後も帳簿等閲覧謄写請求権及び信託事務処理状況報告請求権の行使が可能である。

(5) 小 括

以上から、受益者の相続人である長女Cは、信託法38条1項若しくは同法184条1項又は同法36条の「受益者」に該当し、帳簿を閲覧した上で請求すべき受益債権を確定させ、当該受益債権の履行を受託者に求めることができる。

5. 共同相続人の一人による帳簿等閲覧謄写請求等も可能であること
(共同相続人がいる場合)

上記事例においては、Aは全財産を長女Cに相続させるとの遺言を作成していたが、仮にこのような遺言がなかった場合には、長女Cが相続できる受益債権は法定相続分に応じた2分の1のみである(長男Bが共同相続人となる)。この場合、長女Cは単独で帳簿等閲覧謄写請求権等を行使できるか。

最判平成21年1月22日金融法務事情1864号27頁では、預金者の共同相続人は、預金債権の取得とは別に、金融機関に対する委任事務処理状況報告請求権(民法645条、656条)を有する預金契約上の地位を準共有し、共同相続人の一人は、他の共同相続人全員の同意がなくても、保存行為として当該報告請求権を単独で行使することができるとした(同法264条、252条5項)。信託の事務処理状況の報告請求権(信託法36条)は、上記のとおり、委任の事務処理状況報告請求権に準じるものであるから、受益権を準共有している受益者の共同相続人もこれと同様、保存行為として信託事務処理状況の報告請求権を単独で行使できると考えられる。また、帳簿等閲覧謄写請求権も受託者に対する監督権能である点は変わりなく、同様に単独での権利行使が可能と考える。

したがって、上記遺言がない場合でも、長女Cは受益者Aの死亡により監督権能を含む受益権を共同相続人Bと準共有し、保存行為として単独で帳簿等閲覧謄写請求権等を行使できると考える。

6. 受益債権に基づく監督権能の行使の可能性

以上、長女Cが「受益権」を相続することを前提に帳簿等閲覧謄写請

求権等を行使できる旨を述べてきたが、受益権の譲渡とは別に、受益債権のみを譲渡することは、原則として可能であるとされる⁽⁸⁾。本件のように受益権が承継される場合と受益債権のみが承継される場合の監督権能の行使について検討する。

前述のとおり、受益権の譲渡とは別に受益債権を譲渡することも原則可能であるが、受益債権は受益権の中核をなす権利であり、監督権能はそれを確保するための手段という関係にある。受益債権の存しない受益権が存在し得ない以上、受益債権の全部を譲渡することはできないとされる⁽⁹⁾。また、受益権の受益債権部分と監督権能部分を実質的に切り離して別人に帰属させると、信託の利益を享受する者が受託者を監督する権能を有していないという事態が生じることから、受益債権と監督権能を分割して譲渡することは信託法上予定するところではないことが原則⁽¹⁰⁾とされている。なお、受益債権を譲り受けた者は、受益者になるわけではなく、受益者の地位をも譲り受けるためには受益権の譲渡を受けることが必要となる⁽¹¹⁾。

これらを踏まえると、受益債権を有する者が自分の利益を確保するために受託者を監督することが原則ではあるが、一部の受益債権のみを切り離して譲渡することも可能であり、その場合、受益権自体を譲り受けていない限りは、受益債権のみを譲り受けた者は受託者に対する監督権能を行使できない。その場合は、譲渡された一部の受益債権を除いた残りの受益債権を有する者が受託者に対する監督を行うことになる。

これに対し、本件では、長女Cが受益債権のみを相続し、受益権は相続しないと考えると、信託終了後は受託者を適切に監督する者がいないことになる。もちろん、本件で信託終了後に受託者を監督し、責任追及する者としては帰属権利者が存在する。しかし、帰属権利者は残余財産の帰属者であり、信託期間中の受益者への給付が少なければ残余財産が増えるという、信託期間中の受益者と帰属権利者は一種の利益相反関係にあるため、帰属権利者が信託期間中における受託者の受益者に対する給付について適切に監督することはできず、また、特に本件では帰属権利者は受託者自身のため、帰属権利者がいることをもって直ちに受託者

に対する監督が十分であるということとはできない。前述の受益権とは別に受益債権のみを譲り受ける場合というのは、監督権能から切り離された金銭債権のみをことさら譲渡するという合意に基づいて譲渡が行われる場合であり、本件のように相続が発生する場合とは異なる。受益債権を有する者が監督権能を行使するという原則から考えれば、長女Cは受益債権及びそれを確保するための監督権能、つまり受益権を相続したと考え、帳簿等閲覧謄写請求権等を行使できると考えるべきと思われる。

以上の考え方は、帳簿等閲覧謄写請求権等の監督権能は受益者しか行使できないということを前提にしている。もっとも、受益者でなくても、受益債権を有する者は当該受益債権を確保するために必要な限度で帳簿等閲覧謄写請求権等を行使することができるのであれば、わざわざ受益権の相続を問題にする必要はない。当該受益債権の金額は帳簿等を確認しなければ金額を確定することができないことを踏まえ、当該受益債権の実効的な行使を可能ならしめるためにはその前提として帳簿等閲覧謄写請求権等の行使が必要といえる。帳簿等閲覧謄写請求権等は受益債権の履行の確保のためにあることを勘案すると、当該受益債権の履行を確保するのに必要な限度で帳簿等閲覧謄写請求権等も当該受益債権に不可分一体なものとして当該受益債権と共に移転すると考えるべきである。ただ、その明確な根拠は必ずしも明らかでなく、今後の検討が必要と思料する。

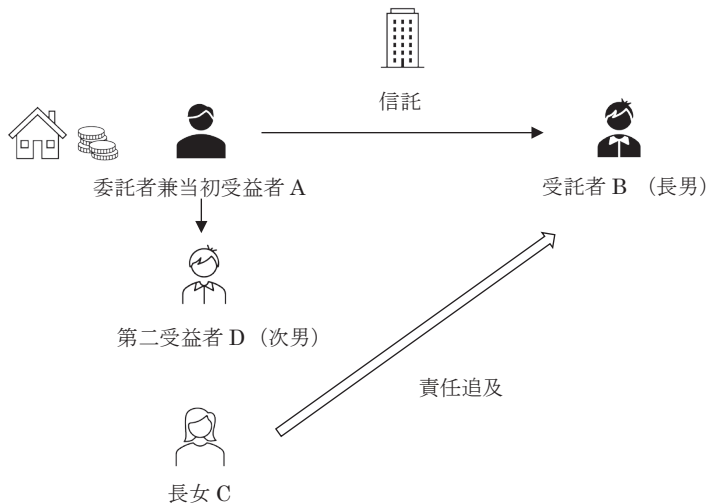
第3 受益者連続型信託の場合

1. 本件信託2の事案概要

次に、委託者兼受益者死亡により信託が終了する一代限りの信託ではなく、受益者連続型信託（信託法91条）の場合を検討する。上記第2の1.の場合について、Aの法定相続人には長男B及び長女Cのほか次男Dもいるとする。委託者兼当初受益者Aの死亡によりAの受益権は消滅し、委託者の次男Dが新たに第二受益権を取得し、A及びDが死亡すると信託が終了する。信託目的は、受益者が安全かつ安定した生活を送れるようにすることである。帰属権利者は長男Bであり、信託終了時におい

民事信託における委託者兼受益者死亡後の受託者に対する責任追及

てBが既に死亡している場合は、Bの子どもが帰属権利者として指定されている。これら以外については、上記第2の1.の事実関係と同様である（以下、このケースの信託を「本件信託2」という）。



【本件信託2の内容】

委託者	A
受託者	B（Aの長男）
当初受益者	A
第二受益者	当初受益者Aの死亡によりAの受益権は消滅し、委託者の次男Dが新たに第二受益権を取得する
信託の目的	受益者が安全かつ安定した生活を送れるようにすること
受益権の内容	受益者は、信託財産である収益不動産の賃料収入から公租公課、保険料、修繕費その他の必要経費を受託者が支払い又は控除した後の金銭から、生活費、治療費、介護費等必要な金銭の給付を受けることができる
信託終了事由	A及びDの死亡
残余財産の帰属権利者	B、ただし信託終了時においてBが既に死亡している場合はBの子ども

この場合、長女Cは、上記第2と同様、受託者Bに対して、本件未払受益債権の履行請求や帳簿の閲覧謄写請求、信託事務処理状況の報告請求を行うことができるか。

2. 当初受益者の相続人は受託者に対し責任追及を行うことができる
こと

いわゆる後継ぎ遺贈型受益者連続信託を定める信託法91条は、「受益者の死亡により、当該受益者の有する受益権が消滅し、他の者が新たな受益権を取得する旨の定め（…）のある信託」と規定されている。この規定からすると、本件信託2では、信託法91条により、当初受益者Aが死亡すれば、受益者としての地位に基づく権利である帳簿等閲覧謄写請求権や信託事務処理状況の報告請求権は消滅し、長女Cが相続することもないようにも思える。また、信託法91条の信託では、当初受益者が死亡すれば、信託契約に定められた第二受益者は、当初受益者の受益権を承継するのではなく、新たな受益権を原始的に取得するものと考えられている。そうすると、当初受益者が死亡すれば、第二受益者Dが新たに取得した第二受益権に基づいて受託者を監督することがもともと予定されているのであって、当初受益者の相続人が相続した監督権能に基づいて受託者を監督することは、信託法上想定されていないのではないかが問題となる。

（1） 受益者が死亡しても監督権能は残るとの考え方

この点、第二受益者が新たに取得した第二受益権に基づいて受託者を監督するとしても、それは自分の受益者としての利益を保護するために受託者を監督するのであって、当初受益者の利益のために監督することを第二受益者に期待することはできない。本件信託2では、当初受益者Aが長生きをして信託財産がAの生活費や治療費等として使い果たされると、追加信託されない限り、次男Dが第二受益権を取得する前に信託が終了してしまう可能性もあり、次男Dは、信託財産ができる限りAのために使われないことを希望する場合もあり得る。このように、当

初受益者と第二受益者は利害が対立することもあり、そのような第二受益者に、当初受益者の利益のために受託者を監督させることは困難であるから、当初受益者の相続人に、当初受益者の利益のために受託者を監督させる必要性がある。

また、帳簿等閲覧謄写請求権や信託事務処理状況報告請求権は、信託契約の定めによっても制限することができない受益者の権利である（信託法92条7号及び8号）。信託契約に「受益者が死亡すれば受益権は消滅する」と規定しさえすれば受益者のすべての権利が消滅すると考えると、強行規定として定められた信託法92条の受益者の各種の権利を信託契約の定めにより消滅させることができることになり、これは信託法92条の趣旨に反すると考えられる。

さらに、上記のように、第二受益者は、第二受益権を当初受益者から承継取得するのではなく、原始取得するのであるから、当初受益者と第二受益者のそれぞれの受益権は別の権利であり、双方の権利が併存的に存在すると考えることも可能である。

そこで、信託法91条の「当該受益者の有する受益権が消滅し」というのは、当初受益者の死亡後は、その者に対して新たに受益債権が発生しないことや、当初受益者が有していた一身専属的な権利（信託契約に受益者としてあらかじめ具体的に定められている者に対してのみ認められると解釈できる権利）は消滅する、ということを指しているのであって、受託者を監督するための権利まですべて消滅することを指しているのではないとの見解が考えられる。

つまり、当初受益者Aが死亡すれば、それ以後に受託者に生活費や治療費等を新たに請求する受益債権や、信託の変更（信託法149条1項）等、信託契約にあらかじめ受益者として定められた者にのみ権利行使させることを意図したと認められる受益者の権利は第二受益者Dが取得するのであり、Aが有していたそれらの権利はAの死亡によって消滅する。しかし、Aが生存中に既に発生していた本件未払受益債権を確保するための監督権能である帳簿等閲覧謄写請求権や信託事務処理状況報告請求権は、Aの死亡によっても消滅せず、長女Cが承継することも可能と考

える。

以上から、当初受益者が死亡しても、当該受益者の受託者に対する監督権能は残り、信託法91条の「受益権」とは、信託法2条7項に規定する「受益権」のうちの一部の権利のみを指すとの見解が考えられる。この見解によれば、本件信託2の場合でも、長女Cは、当初受益者Aの受託者に対する監督権能を相続し、本件信託1の場合と同様、長女Cは、受託者Bに対し、本件未払受益債権の履行請求や帳簿等閲覧謄写請求、信託事務処理状況の報告請求を行うことができる。

なお、当初受益者Aは「信託が終了した時における受益者」ではないため、Aの相続人である長女Cは信託終了後に最終計算の承認のための報告を求める（信託法184条1項）ことはできないと思われる。

（2） 受益者が死亡すれば監督権能も消滅するとの考え方

もっとも、上記の見解に対しては、同じ信託法という法律の中で、「受益権」という言葉を2条7項で定義された内容と別異に解釈することはできないとの批判も考えられる。また、そもそも、受益権に終期を定めることは可能であり、受益者の死亡という事象が生じるとそれまでの受益者の受益権がすべて失われ、別の者に受益権が発生するという信託が後継ぎ遺贈型受益者連続信託であるから、この信託では受益権の相続は発生しないはずであり、監督権能の相続が発生するとの考え方は信託法と整合的でないともいえる。

信託法91条の後継ぎ遺贈型受益者連続信託では、当初受益者が死亡すれば、文字通り監督権能も含めたすべての受益者の権利が消滅すると考えた場合、当初受益者の相続人は、支分権として既に発生した個々の受益債権は相続できるものの、当初受益者の監督権能を相続した上で受益者としての立場で帳簿等閲覧謄写請求権等を行使することはできないことになる。

しかし、受益者としては、受益債権の履行請求を行う際、本件のように受益債権の給付が信託不動産の賃料収入から必要経費を除いた金額から行われるような場合には、その前提として賃料収入や必要経費の金額

を具体的に知る必要があり、帳簿等閲覧謄写請求権や信託事務処理状況報告請求権はそれを満たす重要な権利であるから、当初受益者の相続人にも当該権利の行使は認められるべきであり、受益者が死亡しても監督権能は残るとの考え方の方が結論としては妥当である。

また、上記第2の6.で記載したとおり、「受益者でなくても、受益債権を有する者は当該受益債権を確保するために必要な限度で帳簿等閲覧謄写請求権等を行行使することができる」との考え方が可能であるならば、本件信託2の受益者連続型信託においても、長女Cは相続した受益債権に基づいて帳簿等閲覧謄写請求権や信託事務処理状況報告請求権を行行使することができる。

第4 訴訟提起時の請求原因

長女Cが長男Bに対し、実際に訴訟を提起することにした場合の請求原因について検討する。

長女Cは、委託者兼（当初）受益者であったAから受益権を相続しているため、受益者として、受託者である長男Bに対し、本件未払受益債権に係る債務の履行請求及び帳簿等閲覧謄写請求等を行うことになる。そのため、委託者兼受益者Aの死亡により信託が終了するケースの場合、請求原因としては、

- ① Aと長男Bとの間で信託契約を締結したこと
 - ② Aは全財産を長女Cに相続させるとの遺言を作成したこと
 - ③ 委託者兼受益者であるAの死亡により当該信託が終了したが、信託期間中において受益債権の未払があったことが発覚したこと
 - ④ Aの遺言により長女CがAの受益権を相続したこと
- などを主張することになると考える。

訴訟提起時では、本件未払受益債権の具体的な金額は不明であるため、例えば、訴訟提起時の請求額は、明らかに未払があったと認められる少額について一部請求をすることになると想定される。そして、長女Cは、帳簿等閲覧謄写請求等が認められることによって、信託口座の取引履歴を含む信託帳簿などの開示を受けることができ、その結果、信託不動

産の賃料収入から経費を除いた利益の具体的な金額を確定させ、残りの未払の受益債権の金額についても請求していくことになる考える。

なお、信託期間中において長男Bが信託財産を着服していたなどの事情もある場合、長女Cが長男Bに対し本件未払受益債権に係る債務の履行請求をした際、信託財産に当該債務の履行に必要な信託財産が残っていないことも想定される。その場合は、長女Cは、受益者として長男Bに対し、長男Bが与えた損失額を信託財産に填補するよう、損失填補請求するという選択肢も考えられる（信託法40条1項）。ただ、長男Bが損失填補のために固有財産から信託財産に損失相当額を移転させた上で履行請求するのは迂遠でもあると思われるため、長女Cは、長男Bの着服を加害行為とし、当該加害行為によって給付を受けられなくなった金額を損害として、長男Bに対し不法行為責任に基づく損害賠償請求をすることも可能と考える。

第5 信託法以外の法律に基づく請求

信託法における責任追及の方法を検討してきたが、信託法以外の法律に基づく請求ではどのような請求が可能だろうか。長女Cと長男Bは私人であるため、長女Cと長男Bの関係には当然ながら民法も適用される。ところ、長女Cは長男Bに対して民法上どのような請求が可能か考察する。

（1）長女Cの長男Bに対する不当利得返還請求権又は不法行為に基づく損害賠償請求権が成立すること

本件信託1において、長男Bが少しでも残余財産を多く残すことを企図し、受益者Aに必要な金銭を信託財産から拠出しなかった。このことにより、本来、信託財産から金銭が給付された場合と比較し、長男Bは給付しなかった金銭について残余財産を多く取得し、一方で、長女Cは当該金銭について受益者Aの相続財産が減少したから、受益者Aの遺言により受益者Aの全財産を相続した長女Cは当該金銭について損失を被っている。長男Bが利益を得たことによって長女Cの損失が発生しているので当該損失と当該利益の間には因果関係がある。また、長男Bの利

得は、信託財産から拠出すべき金銭を拠出しなかったという受託者としての義務を懈怠したことによって得たものであるため、法律上の原因はないといえる。したがって、長女Cの長男Bに対する不当利得返還請求権が成立すると考える。

長男Bが任意に不当利得相当の金銭を返還しない場合は、長女Cは、長男Bに対し不当利得返還請求訴訟を提起することになる。長女Cは、当該訴訟提起時点では不当利得の具体的金額が不明であるが、想定金額で訴訟を提起し、長男Bが抗弁として給付すべき金額を給付したことなどを立証していくことになると思う。

本件信託2についても、長男Bの利得によって長女Cに損失が生じている点は変わらないため、本件信託1と同様に不当利得返還請求権が成立する。

また、長男Bの行為は不作為による不法行為とみて、不法行為に基づく損害賠償請求権も成立すると考える。すなわち、長男Bは受益者Aに必要な金銭を信託財産から拠出しなかったところ、これには長男Bの故意又は過失が認められる。また、長男Bが当該金銭を信託財産から拠出しなかったという不作為によって、Aの固有財産から拠出することになった当該金銭相当額のうちの長女Cの相続割合分について、長女CはAから相続した財産が減少しているため、長男Bの不作為という権利・侵害行為、長女Cにおける相続した財産の減少という損害の発生、及び、長男Bの権利・侵害行為と長女Cの損害との因果関係も認められる。したがって、長女Cの長男Bに対する不法行為に基づく損害賠償請求権も認められると料する。

不当利得返還請求権と同様に、本件信託2についても、長男Bの不作為による権利・侵害行為によって長女Cに損害が生じている点は変わらないため、本件信託1と同様に不法行為に基づく損害賠償請求権が成立する。また、長男Bが任意に損害相当の金銭を賠償しない場合は、長女Cは、長男Bに対し不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起し、当該訴訟の中で長男Bが抗弁として給付すべき金額を給付したことなどを立証していく点も同様である。

もっとも、民法上のこれらの請求が認められる場合であっても、なお、信託法の帳簿等閲覧謄写請求等が認められれば、不当利得又は不法行為に基づく請求と異なり、訴訟提起までは至らない段階で長女Cは帳簿等を閲覧謄写することにより本件未払受益債権の具体的金額を把握することができる場合が想定される。このことにより、長女Cは当該金額を踏まえて訴訟提起前に合理的な金額で長男Bと和解することにも繋がる可能性があり、信託法の帳簿等閲覧謄写請求等を認めることは、長女Cと長男Bの間の紛争の迅速な解決にも資するといえる。また、受託者は、委託者兼（当初）受益者だけでなく、同人の相続人からの帳簿等閲覧謄写請求等に応じる義務を負うことにより受託者の任務懈怠を未然に防止する抑止力にもなり得る。加えて、民法上の請求と信託法上の請求では要件事実も異なる。したがって、民法上の請求とは別に、信託法の帳簿等閲覧謄写請求等が認められることには意義がある。

（２）その他の請求

なお、本報告では遺留分侵害は生じていないという設定にしているが、仮に長女Cが長男Bから本件未払受益債権を全額回収した後であっても、長男Bによる長女Cに対する遺留分侵害が生じている場合は、長女Cは別途長男Bに対し遺留分侵害額請求のための訴訟を提起することになると考える。

第6 実務において発生した事案の紹介

実務においても、本報告のように、委託者兼受益者の相続人が受託者に対して信託財産に関する開示を求めるといった事態は起こっている。

報告者らが所属する三井住友信託銀行では、受託者に信託口口座を提供しているが、委託者兼受益者の死亡により信託が終了した案件で、信託終了後に、当該受益者の相続人（受託者となっていない相続人）が、信託口口座の預金残高や異動明細が知りたいとして、弊社に対して預金残高・異動明細の開示や残高証明書の発行を依頼するケースがある。

そのうち、一つの案件では、本報告で帳簿等閲覧謄写請求等を行いた

いと考えた長女Cと異なり、残高開示等を請求する受益者の相続人自身が帰属権利者となっていたケースであった。当該ケースでは、帰属権利者は、信託法上、信託の清算中は受益者とみなされるため（183条6項）、受託者に対する帳簿等閲覧謄写請求等を行うことが可能と考える。

一方、他の案件では、残高開示等を請求する受益者の相続人は帰属権利者とはなっておらず、信託には関与していない相続人であり、本報告の長女Cのように、受託者に対する監督権能の相続が問題になる事案であった。帰属権利者や残余財産受益者となっていない相続人であっても帳簿等閲覧謄写請求等ができるのかについて、信託法上直ちに明らかではない点があると考え、本報告でこの点を取りあげた。

このような案件では、当該受益者の相続人と受託者の折り合いが悪く、預金残高の開示等について、受託者に請求するのではなく、直接銀行に開示を請求することが多い。ただし、銀行としては、信託口座の取引相手方はあくまで受託者であるため、第三者に預金残高や異動明細を開示することはできず、受託者に対して請求を行っていただくよう案内している。その後、受益者の相続人から依頼を受けた受託者から実際に弊社に対して預金残高証明書発行を依頼された事案も存在する。

第7 信託設定時における工夫

以上、信託終了後に発覚した受託者の信託期間中における不正行為に対する責任追及を検討したが、そもそも信託期間中にこのような不正行為が行われないようにするために、信託設定の段階ではいかなる対応が考えられるか。

当該信託設定の工夫としては、例えば、本件事例では長女Cを信託監督人又は受益者代理人（以下、「信託監督人等」という。）に就任させることが挙げられる。このような工夫をすれば、信託設定後、委託者兼（当初）受益者であるAが判断能力を喪失した場合であっても、長男Bに対する長女Cの牽制が働くため、受託者による不正行為防止のための一定程度の抑止力が期待できる。

しかしながら、信託監督人等による監督も完璧なものではなく必ずし

も未然に受託者の不正行為を防止できる又は既に行われた受託者の不正行為を信託期間中に検出できるとは限らないため、信託終了後に発覚した受託者の信託期間中における不正行為に対する責任追及の可能性について検討する意義がある。

なお、実務上、信託監督人等として受託者の配偶者が指定されていたり、受託者が任意の者を信託監督人等に選任できる旨が信託契約に定められていることがあるが、受託者からの独立性がない者が信託監督人等に就任することは監督の実効性が確保できないため、信託の組成に関わった士業等の第三者が信託監督人等に就任することが望ましい。日本弁護士連合会が公表している「民事信託業務に関するガイドライン」(2022年)においても、民事信託では、原則として信託には信託監督人や受益者代理人を設定し、信託契約の締結に関わった弁護士が就任することが望ましいとされている。

第8 任意後見又は法定後見と民事信託との併用

その他の受託者の監督強化の工夫としては、任意後見又は法定後見と民事信託を併用すれば、受益者の身上保護ができるだけでなく、より受託者に対する監督を強化することができる。

まず、高齢者の財産管理制度を、高齢者保護（後見や福祉）の観点から見た場合、現金や不動産等の財産管理に関する事務に加えて、本人の生活・療養看護に関する身上保護事務の支援が必要となる。しかし、民事信託は、財産管理制度ではあっても身上保護制度ではないため、民事信託だけでは身上保護の側面が不十分となる可能性がある。民法上の成年後見制度と民事信託を併用できれば、受益者たる高齢者の身上保護を含めた生活全般をサポートすることが可能となることから望ましいものと思われる。

また、任意後見・法定後見を活用すれば、裁判所の関与が加わるため、受託者に対する監督の強化にも繋がる。例えば、法定後見の場合と同様に、任意後見契約の代理権の対象は、財産管理及び身上保護の両方に関する代理権が含まれるが、受益者の判断能力が低下して家庭裁判所によ

り任意後見監督人が選任されると、任意後見監督人による公的な監督のもと、任意後見人は、監督権能を含む受益者の権利を代理行使することになるため、受益者の判断能力低下後も受託者を適切に監督することが可能となる。今後、任意後見等と民事信託の適切な併用が増えていくことが望ましいと考える。

第9 おわりに

以上、具体的事案を取り上げ、委託者兼受益者の法定相続人は、受託者に対し、委託者兼受益者が支払を受けていない受益債権の履行請求と共に、当該受益債権を確保するために必要となる帳簿等閲覧謄写請求や信託事務処理状況の報告請求を行うことができることを検討した。受託者は、信託終了後に発覚した信託期間中における任務懈怠についても責任追及される場合があり、受託者は信託終了前に任務懈怠が発覚しなければ責任を免れることができるわけではない。このことは、受託者の任務懈怠の一定の抑止力となるため、受託者に対する監督の強化という課題解決に資する。

信託はあくまで受益者のための財産管理の制度であり、受託者の都合の良ように利用されることがないようにする必要がある。上記のように、受託者への実効的な監督がなされない民事信託が増加すれば、信託制度自体への信頼も失いかねない。今後の健全な民事信託の発展には、受託者に対する監督が不可欠であり、本報告が今後の民事信託の普及と発展に少しでも寄与できれば幸いである。

- (1) 長女CがAの全財産を相続するものの、長男Bには本件信託1の残余財産が帰属しており、Aの相続において、長女C又は長男Bによる遺留分侵害はいずれも生じていないものとする。
- (2) 寺本昌広『逐条解説 新しい信託法（補訂版）』（商事法務，2008年）375頁
- (3) 道垣内弘人編著『条解 信託法』（弘文堂，2017年）805頁〔沖野眞已〕
- (4) 道垣内・前掲注3・811頁〔沖野眞已〕
- (5) 道垣内・前掲注3・488頁〔山下純司〕

- (6) 水島治『信託帳簿等の閲覧謄写請求権の行使をめぐる解釈論的諸問題』
(立命館法学317号, 2008年) 428~429頁
- (7) 新井誠監修『コンメンタール信託法』(ぎょうせい, 2008年) 159頁〔木
村仁〕
- (8) 村松秀樹編著『概説 信託法』(金融財政事情研究会, 2023年) 244頁注
3
- (9) 村松・前掲注 8・244頁注 3
- (10) 道垣内・前掲注 3・487~488頁〔山下純司〕
- (11) 村松・前掲注 8・244頁注 3
- (12) 道垣内・前掲注 3・488頁〔山下純司〕

(千吉良・三井住友トラスト・ホールディングス法務部)
(馬場・三井住友トラスト・ホールディングス法務部)